

## 長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 49 号）

### 【長崎市独自基準】

- ・施設サービスの「基本方針」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知
- ・「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長
- ・暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(基本方針)</p> <p><u>第一条の二</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u>、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>本市、地域包括支援センター</u>、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>(介護老人保健施設サービスの取扱方針)</p> <p><u>第十三条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>6</u> 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価</p>	<p>(介護老人保健施設サービスの取扱方針)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>6</u> <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>7</u> 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 施設サービス計画</p> <p>二 <u>第八条第四項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</u></p> <p>三 <u>第九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>四 <u>第十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>五 <u>第二十二条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>六 <u>第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>七 <u>第三十六条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について<u>従業者に周知徹底すること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) <u>第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) <u>第25条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>第40条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(基本方針)</p> <p><u>第四十条</u> (略)</p> <p>2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>市町村</u>、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p><u>第四十三条</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>8</u> ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p><u>3</u> 前項の規定によるほか、<u>介護老人保健施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第44条</u> (略)</p> <p>2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>本市</u>、<u>地域包括支援センター</u>、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>8</u> 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p><u>9</u> ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>

《暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）》

厚生労働省令	長崎市条例
(新設)	<p><u>(暴力団員等の排除)</u></p> <p><u>第 4 2 条の 2 介護老人保健施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</u></p> <p><u>2 介護老人保健施設は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</u></p>